
6. 基本方針

6-1. 目 標

南海・水鉄貝塚駅を中心とした重点整備地区について、駅舎や特定経路などの一体的なバリアフリー化を推進し、高齢者、身体障害者などの公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上の促進を図り、公共の福祉の増進に資することを目的とする。

また、重点整備地区は、本市のバリアフリー化のモデル地区と位置づけ、今後、市全域へバリアフリー化の推進に努めていきます。

6-2. 目標年次

本基本構想の目標年次は2010年度（平成22年度）とし、事業の実施期間は2004年度（平成16年度）から2010年度（平成22年度）までとします。

なお、具体の事業の推進にあたっては、各特定事業者ごとに実施計画を定め、できる限り早期実現化に努めます。

ただし、社会情勢や法律などの変化・改正により、事業の見直しが必要になった場合においては、代替措置などを検討し、特定事業のバリアフリー化を継続的に取り組むことに努めます。

6-3. 基本方針

(1) 人にやさしいまちづくり

「交通バリアフリー法」の根幹である、高齢者・障害者などが安全に身体の負担が少なく移動できることをめざします。

(2) 市民・企業・行政が協働したまちづくり

バリアフリー化を推進していくため、市民・企業・行政が協働して、人にやさしいまちづくりを一体となって取り組みます。

(3) 心のバリアフリーの輪を広げるまちづくり

駅舎や道路などの整備だけでなく、市民みんながバリアフリーについての意識を共有し、手を取り助け合う心の輪を広げます。そして、ハード整備面だけでは越えられない壁を、市民みんなで乗り越え、心のバリアフリー化を進めます。

(4) 志を高く持ち、継続的に取り組みます

本基本構想策定後は、事業の着実な実施、評価、改善に取り組み、また、様々な意見の相違や調整の困難さなどが発生した場合でも、志を高く持ち、市民・企業・行政が協働して、粘り強く取り組みます。



写真：「貝塚市交通バリアフリー基本構想策定協議会」の様子